

いへり、

〔信濃奇勝録四 諏訪郡〕須波の海

日本紀元正天皇養老五年六月、信濃國を割て始て諏訪の國を置、聖武天皇神龜元年、配流の遠近を定め給ふに、諏訪國、伊豫國を中流とす、其後天平三年、廢諏訪國并信濃國云々、湖水の順道三里とはいへども、洪水の毎度に埋りて、七島の名のみ残りてみな陸地となれり、今は徑一里、或は一里半、深さ七尋ばかり、西に至りては深さ勝りて幾ばくといふ事を去らず、魚鱗は、鯉、鮒、鯰、鰻、鬪魚、鮫あり、近年小海老を産す、めぐりに浦々ありて民家多し、漁父常にすなどをなして生計の便とす、南は駿河なる不二の高根を遙に望み、四方に衆山連綿して風色斜ならず、此水の落口を尻尻といふ、伊那郡を流れて遠州へ出る、天流川の水上なり、冬は湖一面に氷はりふさぎて、其上を人通行す、春は正月の末、又年の寒温によりて、二月の半までも氷のうへをゆき、す、氷の厚さ一尺より二尺餘、其上を何程の大木大石を引けども破る事なし、氷のうへすべる故に裸をはきて通る、其上に雪積れば、常の如く草履草鞋にて行、馬はすべる故渡らず、此湖水はりて、漁人氷の下に網を引を氷引といふ、氷を一所長くうがちて、其所より網を入、また其先をうがち、竹の竿を持って次第に先のがちたる方まであみを送りやりて、幾所もかくのごとくにうがちて、網を廣くはりて魚をとる、此時漁人は、腰に長き竿を挟む、若あやまりて落入るときも、竿にて死をまぬがる、といへり、昔はかくする事を知らずして、冬春は漁人すなどをせすといへり、

此湖を騷人鷺湖と稱す、三體詩に、鷺湖山下稻、梁肥注に、鷺湖は在信州鉛山縣西南十五里とあるをもて、信州の大湖なれば、なすらへていふなり、或本朝年代記ニ云、後深草院建長三年二月十四日、諏訪神前湖大島、又唐船出現、片時間消失云々、是は西國北國にて蜃氣樓をみると云類なるべし、